

『家庭系ごみ処理手数料制度に係る区・自治会説明会』開催状況

1. 期 間 平成 30 年 7 月 1 日 ～ 9 月 30 日
平成 31 年 1 月 23 日

2. 説明会を開催した場所 43 区・自治会

3. 延べ参加人数 1,163 名

4. 主な意見・質問数 355 件

◆質問・意見の要旨

1. 料金について (43 件)

質問・意見	件数	回答要旨
(1) 現在の市指定ごみ袋の料金とごみ処理手数料制度導入後のごみ袋の料金の違いはどれぐらいか。	7	市内 14 店舗のごみ袋の販売価格を調査したところ、300 袋 10 枚入りで、安い店舗で 50 円～60 円台、高い店舗で 110 円でした。 ごみ処理手数料制度導入による 300 袋 10 枚入りの販売価格は、360 円を予定しており、安い店舗との比較では、300 円程高くなります。
(2) ごみ袋の料金設定 (手数料) の根拠は。	13	100 のごみ袋 1 袋に 2 kg のごみが入る想定で、可燃・不燃ごみの処理費用は 76 円です。 このうち 15% 程度をご負担いただく計算で、ごみ袋の料金 (手数料) を、100 袋で 12 円と設定しました。 平成 24 年度に、家庭系粗大ごみの直接搬入の手数料を改定しましたが、その際の料金は、粗大ごみの処理費用の 30% をご負担いただく設定としました。 今般の手数料は、負担割合として、その 2 分の 1 としました。
(3) 設定料金が高いと思うが。	17	7 月から 9 月まで区・自治会対象の説明会、12 月から 1 月まで自由参加の説明会を実施した中で様々なご意見をいただくことになりましたが、それらのご意見を参考にさせていただ

		いたうえで、平成31年3月議会に条例の一部改正の議案を上程したいと考えています。
(4)消費税が10%に上がる予定だが、手数料も上がるのか。また、将来的に手数料は上がるのか。	6	平成31年10月に予定される消費税率10%の引き上げにより、手数料を上げることは考えていません。 しかしながら、市全体の手数料・使用料の基本方針におきまして、3年に1度、見直しを検討することになります。なお、導入後の最初の見直し検討のタイミングで、手数料を上げることは考えていません。

2. 新旧ごみ袋について (40件)

質問・意見	件数	回答要旨
(1)現在の市指定ごみ袋は、ごみ処理手数料制度導入後、どうなるのか。	29	ごみ処理手数料制度の導入後、現在のごみ袋は使用出来なくなります。現在のごみ袋が余った場合、例えば、現在の袋数枚と新しい袋1枚と交換するなどの方法を検討しているところです。 使用出来なくなる時期については、市政だより等でお知らせしていきます。
(2)新しい市指定ごみ袋は、どのようなものになるのか	11	現在の市指定ごみ袋との違いを判別できるように色を変更します。マチや強度については、経費面も考慮に入れ、基準を定めたいと考えています。

3. 不法投棄対策について (36件)

質問・意見	件数	回答要旨
(1)不法投棄が懸念されるが、対策は何か考えているのか。	21	パトロールの強化、集積所の指導などを検討していきます。
(2)集積所の不適正排出が懸念されるが、対策は何か考えているのか。	15	ごみ処理手数料制度の導入直後、集積所に不法投棄や不適正排出がないよう、例えば、区・自治会の皆様をお願いするか、あるいは職員を配置するなどの方法により、排出指導をしたいと考えており、方法を検討していきます。

4. ごみ処理手数料の歳入について（35件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1) ごみ処理手数料制度導入による収入、経費はいくらか。	20	歳入約1億7,900万円、歳出約6,000万円で試算しています。
(2) 歳入の用途は。	4	ごみ処理に係る経費の一部に補填することを予定しています。
(3) 市民サービスは向上するのか。メリットは何かあるのか。	11	ごみ処理手数料制度導入により、ごみ減量効果が期待でき、次期ごみ処理施設の規模縮小による建設経費の削減や最終処分量の削減にもつながります。 最終処分場を他市の民間会社に依存している本市としては、少しでも長く利用させてもらうことは、市民生活の安心を確保するうえでのメリットと考えています。

5. ごみ処理手数料制度の周知について（28件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1) ごみ処理手数料制度導入前に制度内容等の十分な周知を行っていく必要がある。自治会未加入者や外国人への周知もしてほしい。	28	随時、市政だより等で制度の内容等について広報していきます。 なお、導入年度となる平成32年には、詳細な内容のチラシを全戸配布したいと考えています。 また、外国人向けにも広報していきます。

6. 有料化の目的と財政状況について（28件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1) ごみ処理手数料制度の導入は、財源確保が目的なのか。	28	平成12年にごみ処理対策委員会から、処理コストの一部を手数料として求めることが、減量・リサイクルに関する意識啓発の経済的インセンティブ（動機付け）として効果があり、ごみの減量化・負担の公平・分別収集の徹底が図られる、との答申をいただきました。 この答申を踏まえ、資料のとおり、「家庭ごみ減量化の推進」「資源化・リサイクルの向上」「ごみ処理に係る負担の公平性の確保」を制度導入の目的としています。 特に、本市におきましては、ごみの最終処

		分場がなく、他市の民間最終処分場に埋め立てを依存しています。そのため、将来にわたり、ごみの減量努力を続けていく必要があります。
--	--	---

7. 支援制度について (24 件)

質問・意見	件数	回答要旨
(1) 支援制度の詳細な内容を教えてください。	24	資料のとおり、ボランティア清掃活動や紙おむつを使用する方がいる世帯について、支援することを予定しています。 ごみ袋を配布する場合の配布方法や枚数については、現在検討しています。レジ袋等での排出も可としてほしいとのご意見もいただいております、他自治体の事例も参考にさせていただきます。

8. 収集回数の見直しについて (16 件)

質問・意見	件数	回答要旨
(1) 可燃ごみの収集回数を、現在の週3日から週2日に見直す予定はあるのか。	16	収集回数の見直しについては、現在クリーンセンターで検討しているところです。 可燃ごみの週2日収集と併せて、祝日収集を行うことも検討しています。

9. 雑がみの出し方について (15 件)

質問・意見	件数	回答要旨
(1) 雑がみの出し方について説明を。	15	○シュレッダーごみ シュレッダーごみは「可燃ごみ」として排出をお願いします。個人情報等の該当箇所など、シュレッダーは最小限に留め、可能な限り、シュレッダーせずに「雑がみ(資源物)」として排出をお願いします。 ○内装に銀紙がコーティングされた紙パック 内装に銀紙が使われているものはリサイクルに向かないため、可燃ごみとして排出をお願いします。 ○窓付き封筒

		窓の部分については、切っただき、可燃ごみとして、残った紙については、雑がみとして排出をお願いします。
--	--	--

10. 剪定枝の出し方について（15件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1) 剪定枝の出し方について説明を。	15	剪定枝の排出方法は、ごみ処理手数料制度導入後も現在と同様の取扱いを予定しています。 枝・木については、幹の直径 5 センチメートル、長さ 50 センチメートル以下に切って、1 束の直径 30 センチメートル程度に束ねて出っただき、葉っぱや小さな枝は、可燃ごみ袋に入れて出してください。

11. 説明会資料に記載されている数値目標について（13件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1) 数値目標の根拠は何か。	5	平成 28 年 8 月に策定した一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみ処理手数料制度の導入効果として、導入前年度比で可燃ごみ 10%、不燃ごみ 5%の削減を見込んでおり、資料に掲載している数値を算出しています。
(2) 数値目標には人口推計が反映されているのか。	8	平成 28 年 8 月に策定した一般廃棄物処理基本計画策定時の人口推計を反映させています。

12. ごみ処理施設への直接搬入ごみの料金改定について（12件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1) ごみ処理手数料制度の導入に伴って、家庭から出る粗大ごみの料金は変更になるのか。	5	今般のごみ処理手数料の対象は、家庭から排出される「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の2種類です。 今回、家庭から排出される「粗大ごみ」の料金改定は行いません。
(2) ごみ処理手数料制度の導入に伴って、事業系一般廃棄物の料金は変更になるのか。	7	今般のごみ処理手数料の対象は、家庭から排出される「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の2種類です。

		事業系一般廃棄物の料金改定は、平成24年度に実施しており、今回、事業系一般廃棄物の料金改定は行いません。
--	--	--

13. 説明会の内容について（8件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1) 説明のあった内容は決定事項なのか。	8	<p>設定料金（手数料）など説明会でご説明した内容を制度設計の案として進めていく予定です。</p> <p>設定料金（手数料）については、市民説明会等で様々なご意見を伺った中で、最終的な案をまとめ、平成31年3月議会に条例の一部改正の議案を上程し、お認めいただいたうえで決定します。</p> <p>その他、詳細な内容については、伺ったご意見を市長や議会に報告したうえで、検討していきます。</p>

14. 生ごみたい肥化について（8件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1) 生ごみ処理機の購入補助をしているか。	6	以前は生ごみ処理機の購入補助を行っていましたが、平成22年度の事業仕分を経て、平成23年度末に廃止されました。
(2) 生ごみたい肥化を推進していくべきではないか。	2	平成29年度の産業まつりから生ごみ減量化モニターの募集を行い、生ごみのたい肥化の取り組みを進めています。

15. プラスチック・ビニール類をごみ処理手数料の対象とすることについて（10件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1) プラスチック・ビニール類はごみ処理手数料制度の対象としないのか。	3	<p>資源となるものについては、対象としていません。</p> <p>プラスチック・ビニール類は、容器包装リサイクル法に基づき、リサイクルに回しています。なお、一部汚れたもの等については、民間業者に焼却処理を委託しています。</p>

(2)プラスチック・ビニール類は焼却処分することができないのか。	7	<p>現在稼働しているごみ処理施設では、地元との協定があるため、プラスチック・ビニール類は焼却処分することができません。</p> <p>次期ごみ処理施設では、プラスチック・ビニール類の処理について、地元と協議した上で決めていく予定です。</p>
----------------------------------	---	--

16. 戸別収集の検討について（4件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1)ごみ処理手数料制度の導入に伴い、戸別収集の実施を検討してほしい。	4	ご意見のみ

17. その他減量施策について（4件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1)ごみ処理手数料制度の導入前に他のごみ減量施策があるのではないか。	4	ご意見のみ

18. 他自治体の調査・研究（4件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1)減量施策や料金設定について、他自治体の調査・研究をしてほしい。	4	ご意見のみ

19. ごみ処理手数料制度の効果（3件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1)ごみ処理手数料制度を導入すると、どのような効果があるのか。	3	<p>ごみ処理手数料制度を導入することで、ごみの減量やリサイクル率の向上などの効果が考えられます。</p> <p>また、最終処分経費の削減やごみ処理施設運営に伴う薬剤費の削減効果が考えられます。</p>

20. 説明会の実施状況の公表について（1件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1) ホームページなどで市民説明会の実施状況の公表をしてほしい。	1	ご意見のみ

21. 市民アンケートの実施について（1件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1) ごみ処理手数料制度を導入する前に市民アンケートを実施してほしい。	1	ご意見のみ

22. 不燃ごみをごみ処理手数料の対象とすることについて（1件）

質問・意見	件数	回答要旨
(1) 不燃ごみはごみ処理手数料制度の対象としなくてよいのではないか。	1	不燃ごみは収集した後、最終処分場で埋立処分をしています。最終処分場を他市の民間会社に依存している本市としては、最終処分量を減らす必要があることから、不燃ごみも対象としています。

○有料化自体に反対（6件）

質問・意見	件数	回答要旨
<ul style="list-style-type: none"> ・家計負担が増えるので反対 ・現在、税金でごみ処理経費を賄っている。負担の不公平さは感じていないので反対 ・財源確保が目的でないなら反対 ・市民に負担をかけるのではなく、市の限られた財源の中で事業運営をすべきなので反対 ・市民が制度導入を廃止する方法を考える ・有料化の前に、収集体制の変更や雑がみの出し方を周知するなどにより減量すれば良い。市民負担を増やすのではなく、お金の使い方を考えてほしい。 	6	ご意見のみ

